**公益財団法人 里見奨学会　　　　　　　　　　　　　（大学生）**

**奨学生の心得**

**公益財団法人里見奨学会は、昭和31年（1956年）に日本パーカライジング株式会社の創業者の一人である故里見雄二氏が苦学したことより、志が高いにもかかわらず経済的に困難なため修学が難しい若者への支援を目的に設立されました。**

**里見奨学会では設立の趣旨をふまえ、『志が高いにもかかわらず経済的に困難なため修学が難しい若者への支援を通じ広く社会に貢献できる人材の育成に貢献する』ことを理念として、半世紀以上にわたり優秀な学生への奨学金給付をおこなっています。このたび奨学生と選ばれた皆さんには、里見奨学会の理念を踏まえ奨学生としての自覚を持ち、健康に留意し学業に励んで下さい。**

**1.　奨学金の給与金額及び交付について**

**( 1 )　奨学金は、月額50,000円、3ヶ月分を一括して本人の預金口座に振り込みます**

**( 2 )　給与期間は、原則として在学する大学の正規修業期間とします**

**( 3 ) 奨学金の受領証は特に徴せず、振込した銀行の領収証をもって本人の受領書にかえるものとします**

**( 4 )　奨学金は給与ですが、将来返済を希望する場合は、寄付金として返済を受けます**

**以下の各項を確実におこなってください。**

**2.　学業成績・生活状況の報告及び指導**

**( 1 ) 奨学生は、毎学年度末に学業成績表及び生活状況報告書を提出してください（外部発表等の一年間の**

**業績リストを含む）**

**提出時期： 4月10日（必着）迄に提出の事、期限に遅れた場合、奨学金振込みを一時停止します**

**なお、期限に間に合わない場合は事前に連絡願います**

**提 出 先： 〒103-0027東京都中央区日本橋2-16-8　パーカービル**

**公益財団法人里見奨学会 宛**

**（電話:03-3278-4568、e-mail等も記載、但し紙提出）**

**（２）博士課程終了時には博士論文を一部提出願います**

**( 3 ) 奨学会は、奨学生の資質向上を図る為、学業成績及び生活状況に応じ適切な指導を行うことがある**

**3.　奨学金の停止について**

**次のような場合は、奨学金の給与を廃止（又は停止）しますので、速やかに連絡願います。**

**（１）奨学金申請書類に虚偽、偽造がなされていたとき**

**( 2 ) 提出義務を課された書類を督促されても提出しないとき**

**( 3 ) 学業成績又は性行が不良と認められたとき**

**( 4 ) 停学・留年・その他処分を受けたとき**

**( 5 ) 傷病・疾病などの為、卒業の見込みがないとき**

**( 6 ) 奨学金給与の必要がなくなったとき**

**4.　住所等連絡先の変更連絡**

**住所（帰省先を含む）等、連絡先が変更となった際には奨学会まで連絡願います**

**5.　卒業後の進路及び住所の連絡**

**里見奨学会では卒業した奨学生ともつながりを持ち続けていきたいと考えています。卒業後の進路及び住所を奨学会まで連絡願います。また、住所等が変わった際も連絡願います。**

**6.　奨学生であることの記載**

**学位論文（修士、博士）や卒業論文を執筆する際には公益財団法人里見奨学会からの奨学金給付を受けたことを記載願います。また論文や学会発表では、奨学生が主執筆者（first author）又は発表者である場合は、公益財団法人里見奨学会（Public interest Satomi Scholarship Foundation）からの奨学金給付を受けたことを記載願います。**

**以 上**